２０１６年１０月改定

徳島県小中学校管理職員協議会会員の皆さまへ

# 公務員賠償責任保険のご案内

職業賠償責任保険普通保険約款
＋　地方公務員特約
＋　訴訟参加費用補償特約
＋　損害賠償請求期間延長特約

●近年は、地域行政に対する住民の関心がますます高まってきています。
●行政の適正化を図る手段として、住民が訴訟等を選択するケースも一般的となっています。
●訴訟等が提起され、職員個人の皆さまが費用を個人負担せざるを得ないケースも生じています。

**公務員賠償責任保険へのご加入を、この機会にぜひご検討ください。**

| | |
|---|---|
| 保険期間 | 令和８年７月１日～令和９年７月１日まで　１年間 |
| 募集期間 | 令和８年５月20日　まで |
| 加入対象者 | 徳島県小中学校管理職員協議会の会員の方々 |

この保険は徳島県小中学校管理職員協議会を契約者とし、その構成員である皆さまを被保険者とする団体契約です。

## 1 公務員賠償責任保険の特長



公務員賠償責任保険は、訴訟等により公務員の方（個人）が被る経済的な負担を補償し、安心して公務に従事いただくための保険です。

### 様々な訴訟等に幅広く対応します！



| | |
|---|---|
| 住民監査請求 | ■監査委員からの賠償勧告 |
| 住民訴訟 | ■自治体等に対する住民訴訟への訴訟参加<br>■自治体等からの損害賠償金等の請求 |
| 民事訴訟<br>民事調停 | ■国家賠償法による職員への求償<br>■住民から職員個人への訴訟<br>■セクハラ・パワハラ訴訟 |
| 行政処分 | ■首長等からの弁償請求、賠償命令 |

職員が訴えられる訴訟等には様々な形態があります。本保険はこれらに幅広く対応します。



### 保険加入前、退職後、派遣先も対応します！

■初年度加入日より以前 に行った業務への訴訟等に対応

■退職して保険脱退後も、５年間補償が続きます

■派遣先 の公益法人等で行った業務への訴訟等も補償します

訴訟等は、いつどこで提起されるのか予測がつきません。本保険はこの点も幅広く対応します。

### 具体事故例

**住民監査請求**

●水道料金の徴収を怠っていたために時効で徴収不能となり、市に損害を与えたとする住民監査請求の結果、監査委員から市長に、当時の担当職員らに対して損害賠償を請求するよう勧告がなされた。

**住民訴訟**

●市場価格に比べて著しく高価な備品を購入したとして、住民訴訟が提起された。

**民事訴訟**

●窓口に来られた方への対応が名誉き損にあたるとして、職員が訴えられた。
●個人情報を誤って開示してしまい、プライバシーの侵害として訴えられた。
●セクハラ行為の被害を受けた職員から、行為者本人への監督責任があるとして、管理職が訴えられた。

**行政処分**

●徴収した市営住宅の家賃を業務中に紛失してしまい、市に損害を与えたとして市長から賠償命令を受けた。

## 2 主な訴訟制度と公務員賠償責任保険の補償



### ■住民監査請求

普通地方公共団体の長・職員について、違法・不当な公金の支出や契約の締結があると認められるときなどに、住民から監査委員に対して監査請求が行われます（地方自治法第 242 条）。

（原告）住民 → 住民監査請求 → 監査委員 → 賠償勧告 → 職員個人

＜本保険の補償＞

| | |
|---|---|
| ●監査委員からの勧告に基づく損害賠償請求 | ⇒損害賠償金、争訟費用を補償 |
| ●監査委員からの勧告に基づく不当利得返還請求 | ⇒応訴費用を補償（返還金は補償対象外） |

### ■住民訴訟

普通地方公共団体の職員に対し地方自治法第 242 条の２第 1 項第 4 号の規定に基づく損害賠償請求・不当利得返還請求を行うことを、住民が地方公共団体の執行機関に求める訴訟です。

（原告）住民 → 住民訴訟 → （被告）地方公共団体 → 訴訟告知 → 職員個人

職員個人 → 訴訟参加 → （被告）地方公共団体

（地方公共団体が敗訴した場合）

地方公共団体 → 損害賠償金等の請求 → 職員個人

＜本保険の補償＞

| | |
|---|---|
| ●職員個人が住民訴訟に参加 | ⇒争訟費用を補償 |

＜本保険の補償＞

| | |
|---|---|
| ●地方公共団体からの損害賠償請求 | ⇒損害賠償金、争訟費用を補償 |
| ●地方公共団体からの不当利得返還請求 | ⇒応訴費用を補償（返還金は補償対象外） |

### ■民事訴訟・民事調停等

・国家賠償法第 1 条、第 2 条等による、地方公共団体から職員個人に対する求償請求
・民法第 709 条（不法行為）などに基づく、住民または同僚の職員等からの損害賠償請求　等です。

（原告）住民 → 訴訟 → （被告）地方公共団体 → 国賠法等による求償 → 職員個人

（原告）住民／職員 → 直接、職員個人に対する訴訟 → 職員個人

＜本保険の補償＞

| | | |
|---|---|---|
| ●国家賠償法による職員への求償 | | ⇒損害賠償金、争訟費用を補償 |
| ●住民から職員個人に対する民事訴訟 | | |
| ●同一自治体の職員からの民事訴訟 | 監督義務違反 | ⇒損害賠償金、争訟費用を補償 |
| | 監督義務違反以外（行為者本人） | ⇒争訟費用を補償 |

### ■行政処分等

地方自治法第 243 条の２の８（職員の賠償責任）等に基づき、普通地方公共団体の長から職員に対し損害賠償を命令するものです。

地方公共団体 → 損害賠償金等の請求 → 職員個人

＜本保険の補償＞

| | |
|---|---|
| ●地方公共団体からの損害賠償請求 | ⇒損害賠償金、争訟費用を補償 |

## 3 お支払する保険金と支払限度額



| 損害賠償金 | お支払する保険金 | 支払限度額 |
|---|---|---|
| | 法律上の損害賠償責任に基づく損害賠償金 | ご契約の支払限度額（１請求（注）および保険期間中につき） |

（注）１請求・・・損害賠償請求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等に関わらず、同一の行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求を指します。以下同様とします。

| 争訟費用 | お支払する保険金 | 支払限度額 |
|---|---|---|
| | 弁護士への報酬や訴訟費用など、法律上の損害賠償請求（不当利得返還請求（注１）を含みます。）によって生じた費用<br>（ただし不当利得返還請求の場合は、争訟費用のうち応訴費用（注２）のみをお支払します。） | ご契約の支払限度額（１請求および保険期間中につき） |

（注１）不当利得返還請求・・・地方自治法第 242 条第９項、第 242 条の２第１項第４号、第 242 条の３第１項または第２項に基づくものをいいます。以下、同様とします。
（注２）応訴費用・・・被保険者が損害賠償請求の提起を受けた場合に負担する費用をいい、被保険者が自ら損害賠償請求を提起した場合の費用は含みません。以下、同様とします。

| 初期対応費用 | お支払する保険金 | 支払限度額 |
|---|---|---|
| | 保険金のお支払対象となる可能性のある事故が発生し、他人の身体障害または財物損壊が発生した場合において、被保険者が支出した次の費用<br>・事故現場の保存費用、事故状況調査費用・記録費用・写真撮影費用、事故原因調査費用、事故現場の取片づけ費用<br>・事故現場等に赴くために要する交通費、宿泊費等の費用、通信費用<br>・身体の障害について被保険者が支払う見舞金※ | ５００万円（１事故および保険期間中につき）<br><br>※見舞金は、３万円限度（１事故・１名につき） |

## 4 支払限度額と年間保険料について



ご希望の条件にあったご契約プランをお選びください。

| ご契約プラン | 損害賠償金<br>（自己負担なし） | 争訟費用<br>（自己負担なし） | 初期対応費用<br>（自己負担なし） | 保険料<br>（１年間） |
|---|---|---|---|---|
| A | 5，000 万円 | 500 万円 | 500 万円 | 5，400 円 |
| B | 2，000 万円 | 200 万円 | 500 万円 | 3，900 円 |
| C | 1，000 万円 | 100 万円 | 500 万円 | 3，100 円 |

・保険料は、被保険者１名につき、１年間、一時払の金額です。
・損害賠償金、争訟費用は、１請求および保険期間中の支払限度額です。
・初期対応費用は１事故および保険期間中の支払限度額です。

## 5 ご加入手続等



### 加入手続

【新たにご加入いただける場合】

添付の加入依頼書に必要事項を記載のうえ、徳管協まで FAX ください。
後日、お送りする加入申込書に記入返送と保険料をお振込みいただくことで手続き完了となります。

【既にご加入いただいている場合】

継続手続きのご案内をお送りいたします。
引き続きご加入いただける場合は保険料をお振込みください。
内容を変更される場合は、徳管協または取扱代理店までご連絡ください。

※本保険は地方公務員向けの商品です。徳島県小中学校管理職員協議会の会員の方であっても地方公務員の身分を有しない方はご加入いただけません。
また特別職のうち首長（都道府県知事、市区町村長等）、議員の方はご加入いただけません。

### 派遣時のお取扱い

本保険にご加入いただいている方が派遣される場合は、下記①②いずれの条件にも合致するときに、継続して本保険にご加入いただくことができます。
（派遣先における業務に起因する損害賠償請求も本保険で補償対象となります。）

①下記ａ～ｃに掲げる法律およびこれらに基づく条例のいずれかの規定に基づく派遣
　ａ　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）
　ｂ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
　ｃ　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）
②派遣後も契約者の構成員であり、地方公務員の身分を有している。

＜退職・異動・上記以外の派遣時の補償について＞

以下の事由によりこの保険の被保険者でなくなった場合は、その事由が生じた日から５年以内に、在職中の行為に起因して提起された損害賠償請求について、保険金をお支払いします。

① 退職
② 異動（保険契約者の構成員でなくなる場合）
③ 派遣（上記「派遣時のお取扱い」①②の条件に該当しない場合）

**※ ただし加入者がこの保険から任意脱退された場合は、その脱退日以降に提起された損害賠償請求は補償対象外となります。**

## ６　保険金をお支払いできない主な場合



次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求等については保険金をお支払いできません。

① 被保険者の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
② 法令に違反することまたは他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
③ 保険期間の初日より前に被保険者または被保険者の所属するもしくは派遣先の地方公共団体等に提起されていた損害賠償請求およびこれらの損害賠償請求の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
④ 保険期間の初日に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
⑤ 被保険者または被保険者の業務の補助者が行う専門的資格（弁護士、弁理士、公認会計士、司法書士、税理士、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、救急救命士、歯科衛生士、柔道整復師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士等）に基づく業務に起因する損害賠償請求
⑥ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権その他の権利侵害に起因する損害賠償請求
⑦ 航空機、船舶、車両の所有、使用または管理により他人の身体の障害および財物を損壊したことに起因する損害賠償請求
⑧ 日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求等
⑨ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
⑩ 汚染物質（固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。）の排出、流出、いっ出または漏出
⑪ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性
⑫ この保険契約で保険金を支払うべき事由に対して、保険金を支払うべき当会社の他の保険契約（その保険期間の初日がこの保険契約の保険期間の初日より前であるものに限ります。）がある場合
⑬ 被保険者に対して国または地方公共団体等から提起された損害賠償請求。ただし、以下を除きます。
- 地方自治法第２４２条（住民監査請求）第９項に基づく請求
- 地方自治法第２４２条の２（住民訴訟）第１項第４号に基づく請求
- 地方自治法第２４２条の３（訴訟の提起）第１項または第２項に基づく請求
- 地方自治法第２４３条の２の８（職員の賠償責任）第３項に基づく請求
- 求償
- 被保険者が公益法人等に役員として派遣されている場合の当該公益法人等に関する社員代表訴訟
- 監査委員の実施する監査の結果によりなされた、次のいずれかの請求
  ａ．会計法第 41 条第１項または第 43 条第１項に基づく請求
  ｂ．予算執行職員等の責任に関する法律第３条第２項または第４条第３項に基づく請求
  ｃ．物品管理法第 31 条第１項、同条第２項または第 33 条第１項に基づく請求

⑭ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
⑮ 被保険者に給与または賞与等の報酬その他の給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求

など

（ご注意）
※ 不当利得返還請求の場合は、争訟費用のうち応訴費用のみを保険金のお支払対象とします。
※ 被保険者の所属するまたは派遣先の地方公共団体等の職員が請求者（または請求者の一部）となり被保険者に提起した損害賠償請求については、争訟費用のみを保険金のお支払対象とします。ただし、次のいずれかに該当する損害賠償請求は除きます。
- 地方自治法第２４２条の２（住民訴訟）第１項第４号の規定に基づき提起された損害賠償請求
- 被保険者の監督義務違反のみにかかわる損害賠償請求
- 被保険者が教職員の場合に、被保険者の所属するまたは派遣先の地方公共団体等の職員が保護者としてその保護者の子に関連して提起した損害賠償請求

## 7 ご加入の際にご注意いただくこと



**（1）ご加入時における注意事項（告知義務）**

ご加入者（被保険者）には、告知事項【加入申込書に★印で示した事項】について、日新火災にお申出いただく義務（告知義務）があります。加入申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

＜主な告知事項＞

この保険契約の全部または一部に対して保険期間が重複し、かつ、支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無（有の場合はその内容）　など

**（2）ご加入後における注意事項（保険契約のお引受対象とならない場合）**

ご加入後、ご契約内容に次の変更がある場合は、公務員賠償責任保険でのお取扱いができません。この場合、ご加入いただいている公務員賠償責任保険契約から脱退していただくこととなりますので、これらの変更がある場合は必ず契約者である団体を通じて取扱代理店または、日新火災へご連絡ください。

- ご加入者（被保険者）が首長（都道府県知事、市区町村長等）などの最高責任者、議員となった場合
- ご加入者（被保険者）が民間企業等に派遣される場合
- ご加入者（被保険者）が退職された場合　　など

## 8 事故が発生した場合のお手続き



公務員賠償責任保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。事故が発生した場合には、必ず日新火災にご相談いただきながら、ご加入者（被保険者）ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。また日新火災にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた賠償金等の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前にご相談ください。

**◆事故の通知について**

この保険で補償される損害賠償請求を受けた場合または損害賠償請求が行われるおそれのある状況を知った場合は、遅滞なく取扱代理店または日新火災に書面によりご通知のうえ保険金請求の手続をお取りください。このご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができないことがありますのでご注意ください。

**◆保険金の請求に必要な書類等について**

保険金のご請求にあたっては、請求を受けた損害賠償の内容に応じ、次の書類等のうち日新火災が求めるものをご提出ください。

① 保険金請求書

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

※ 上記は例示であり、請求された損害賠償の内容に応じて、上記以外の書類等の提出を依頼することがあります。損害賠償請求を受けたことのご連絡をいただいた後に、日新火災より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

**◆保険金のお支払時期について**

日新火災が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として 30 日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果を得る必要がある場合

② 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果を得る必要がある場合　など

＜その他＞

＊このご案内は公務員賠償責任保険の概要をご説明したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または日新火災にご照会ください。また、ご加入時およびご加入後に、特にご注意いただきたい事項を、「重要事項説明書」に記載しておりますのでご確認ください。

＊保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または日新火災にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。

＊日新火災は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。「お客さま情報のお取扱いに関するご案内」をお渡ししておりますので、ご確認ください。

＊事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者（被害者）は、優先的に保険金の支払を受けられる権利（先取特権）を取得します。保険金は被保険者が賠償責任をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

## お問い合わせ先・取扱代理店・引受保険会社

◆ 契約者　　徳島県小中学校管理職員協議会　　連絡先：０８８－６３３－１１０１

◆ 取扱代理店　ほけんネットワークアソシエ
住　所：徳島市川内町平石住吉２０９－５－４０６
連絡先：０８８－６１２－８２００　担当：多田　健人

◆ 引受保険会社　日新火災海上保険株式会社　中四国事業部 高松支店
住　所：香川県高松市古新町８－１　高松スクエアビル８Ｆ
連絡先：０８７－８５１－００３０

＜加入依頼書　記入例＞

# 令和８年度 公務員賠償責任保険加入のご案内

**新たにご加入いただける場合**

【下記加入依頼書にご記入のうえ徳管協までFAXください】
後日、お届けする加入手続きのご案内をご確認いただき、保険料のお振込みと加入申込書へご記入ご返送いただくことでお手続き完了となります。

**既にご加入いただいている場合**

【下記加入依頼書のFAXは不要です】

継続手続きのご案内をお送りいたしますので、そちらをご確認くださいますようお願い申し上げます。

内容に変更のない場合は、保険料をお振込みいただき、手続き完了です。

(注)継続を希望されない場合はご連絡ください。

---

徳島県小中学校管理職員協議会　御中

FAX：（088）633-1124

新たにご加入の方のみ
ご記入・FAXください

## 加入依頼書

下記プランにて加入を希望しますので申込書をお送りください。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 氏名 | フリガナ　ニッシン　タロウ<br>日新　太郎 | | | 性別<br>男　女 | |
| 学校名 | ○○小学校 | | | | |
| 学校住所 | （〒　000　-　0000　）<br>徳島県徳島市○○町1-23<br>TEL（　000　）123　-　4567 | | | | |
| 保険期間 | 令和８年7月1日より１年間　（短期契約はできません）<br>※途中で任意脱退された場合、その脱退日以降に提起された損害賠償請求は補償対象外となります | | | | |
| ご希望プラン選択 | | | 害賠償金 | 訴訟費用 | 初期対応費用 |
| | A | | ０００万円 | ５００万円 | ５００万円 |
| | B | 3,９００円 | ２０００万円 | ２００万円 | ５００万円 |
| | C | 3,１００円 | １０００万円 | １００万円 | ５００万円 |

加入手続きのご案内は学校宛に郵送いたします

ご希望のプランに○を付けてください

FAX送信しめきり：令和８年５月20日